

第5章 防災指針

本章では、本計画において定める「防災指針（居住誘導区域における住宅の、都市機能誘導区域における誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」について、記載します。

第5章 防災指針

本章では、本計画において定める「防災指針（居住誘導区域における住宅の、都市機能誘導区域における誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」について記載します。

5-1. 防災指針の方針

(1) 防災指針の基本的な考え方

- ・ 防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するために、水災害や土砂災害等を踏まえた防災まちづくりの推進が必要なことから、居住や都市機能の誘導に必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・ 本計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図ることを目的に、当該指針に基づく具体的な取組を本計画に定めます。
- ・ 防災指針については、「都市計画運用指針」に基づくとともに、本市における法的な指定の状況、災害予測、地形的特徴、防災・減災対策の取組状況等を踏まえ、定めるものとします。

【都市計画運用指針より一部抜粋】

- (1) 様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もある。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。
- (2) 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。
- (3) 防災指針に基づく取組については、想定される災害の種別毎に災害リスクを踏まえた検討を行った上で、ハード・ソフトの防災・減災対策として位置付けることが必要である。
- (4) 防災指針の検討に当たっては、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組も併せて検討することが必要である。例えば、避難路・避難場所を整備する場合には居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討することや居住誘導区域外の災害リスクが特に高い地域から居住誘導区域内への移転などを検討することが考えられる。

5-2. 本市における防災・減災の分析

(1) 本市における災害予測及び地形的特徴の分析

■ 災害予測に関する項目

- ・ 居住誘導区域における災害等の影響を抽出するにあたり、全市域における「洪水」、「内水」、「土砂災害」における災害予測に加え、「地震」における影響を含めた災害予測を分析します。

■ 地形的特徴に関する項目

- ・ 居住誘導区域における地形的特徴として、大規模盛土造成地の状況を把握します。

表 5-1 本市で予測される災害の種類及び地形的特徴

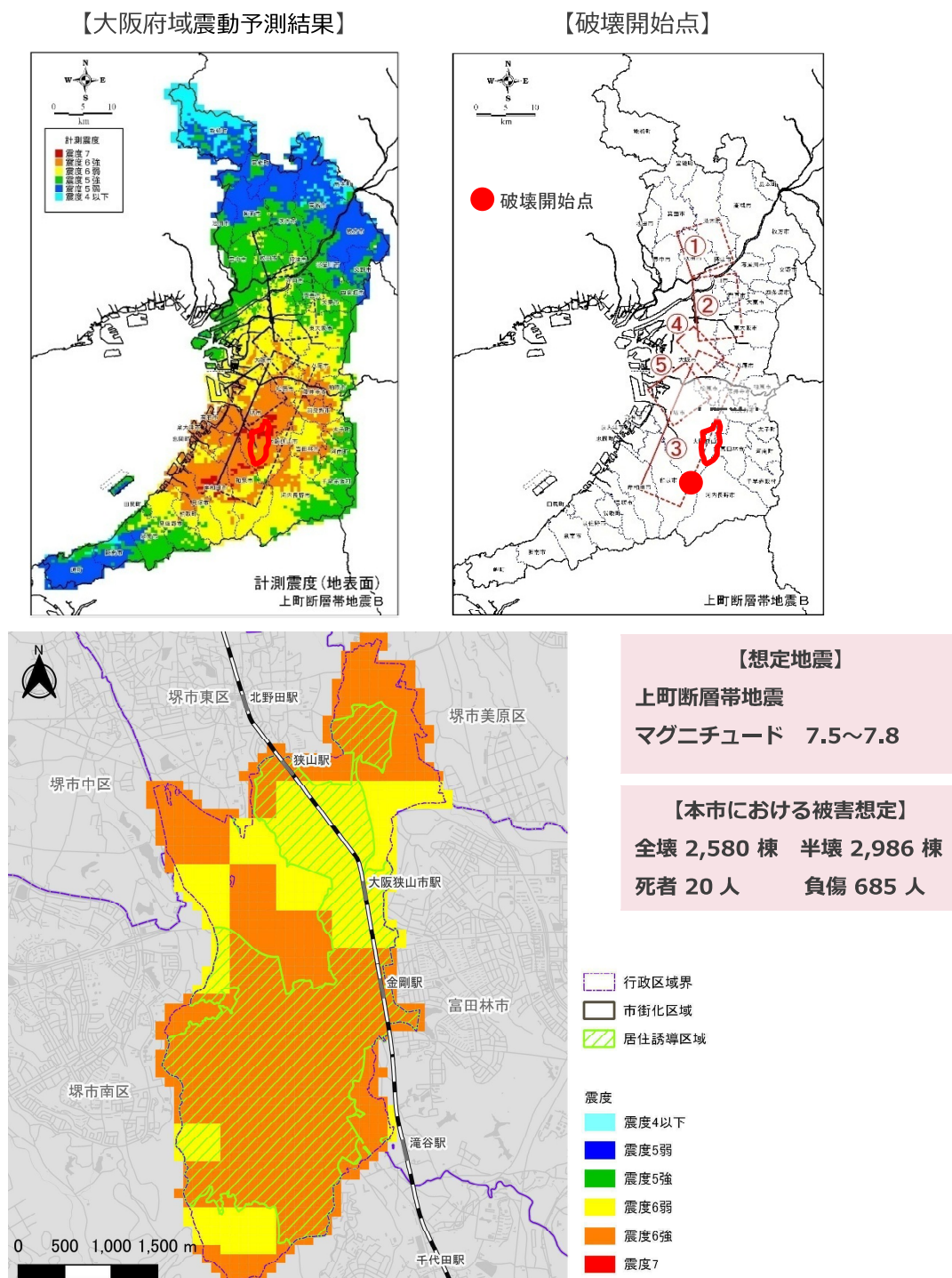
■：該当箇所が居住誘導区域に含まれる ■：該当箇所を居住誘導区域から除く
■：居住誘導区域に該当箇所なし

災害予測の種類		区域図等	想定される区域の内容・説明
地震		震動予測	府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害を想定
水災害	洪水	想定最大規模降雨時の浸水深・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域	本市域内では、水防法第 14 条第 1 項の規定により、令和元年（2019 年）11 月に大和川水系西除川ブロック（西除川、三津屋川、東除川他）にかかる洪水浸水想定区域が指定されている。（おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨を想定）
		計画規模降雨時の浸水深	おおむね 100 年に 1 回程度の降雨を想定
	内水	想定最大規模降雨時の浸水深	本市で浸水被害が発生した令和元年（2019 年）8 月 19 日の時間雨量 70mm（狭山池ダム観測地点）の約 2 倍の降雨量となる、おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨（時間雨量 147mm）を想定
土砂災害		土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
		土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
	砂防三法指定区域	砂防指定地	「砂防法」(明治 30 年 (1897 年) 3 月 30 日)
		地すべり防止区域	「地すべり等防止法」(昭和 33 年 (1958 年) 3 月 31 日)
		急傾斜地崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 (1969 年) 7 月 1 日)
地形的特徴の種類・区域図等			想定される区域の内容
大規模盛土造成地			谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するもの ・埋め型大規模盛土造成地：土の面積が 3,000 平方メートル以上 ・付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5 メートル以上

(2) 地震予測の分析

本市における活断層による内陸直下型地震は、「上町断層帯地震」「生駒断層帯地震」「中央構造線断層帯地震」が想定されています。また、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では、東南海・南海地震が想定されています。

■ 上町断層帯地震の震度予想図

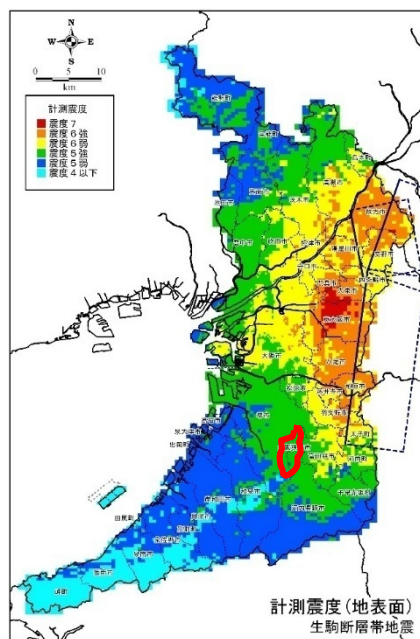


出典『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）
府内南部で強い揺れが想定される「上町断層帯地震 B」のケース

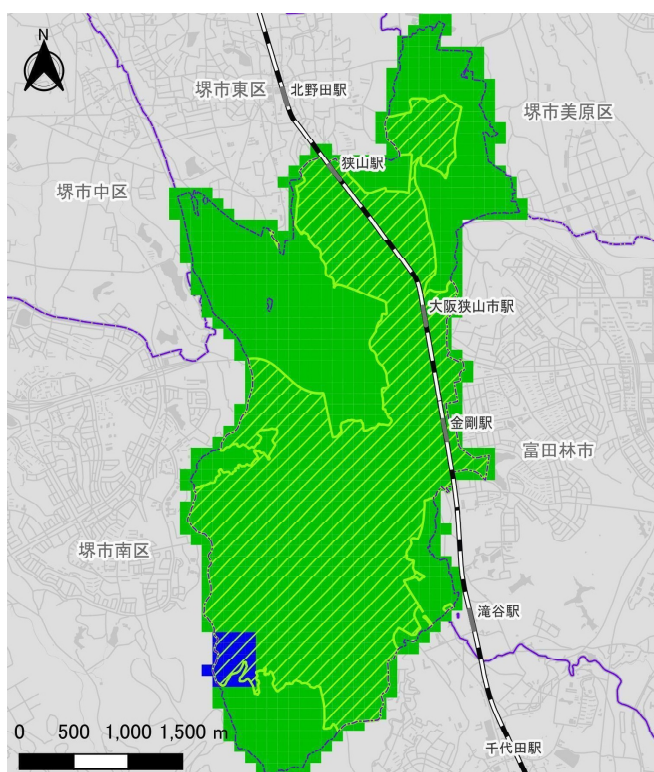
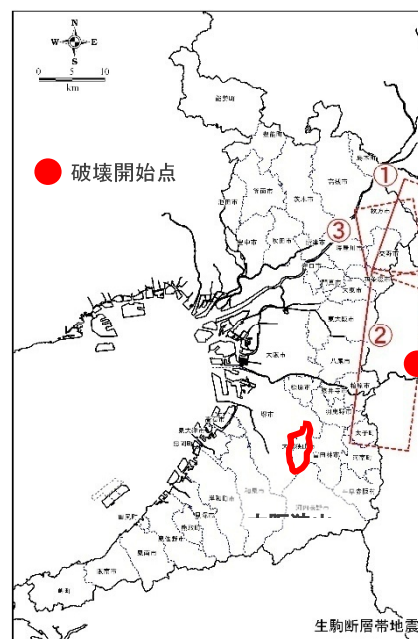
図 5-1 本市における地震予測（上町断層）

■ 生駒断層帯地震の震度予想図

【大阪府域震動予測結果】



【破壊開始点】



【想定地震】

生駒断層帯地震
マグニチュード 7.3～7.7

【本市における被害想定】

全壊 41 棟 半壊 129 棟
死者 0 人 負傷 24 人

行政区境界
市街化区域
居住誘導区域

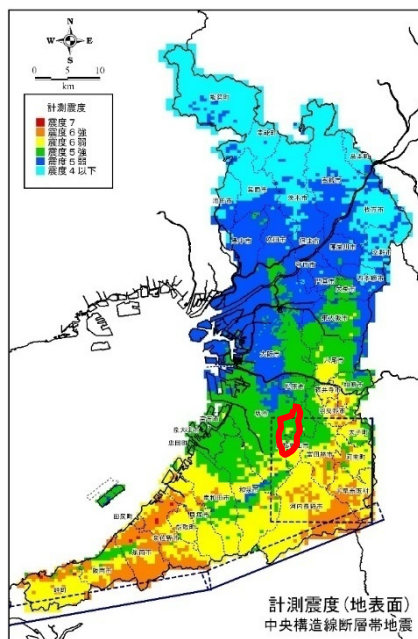
震度
震度4以下
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7

出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定) 報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)

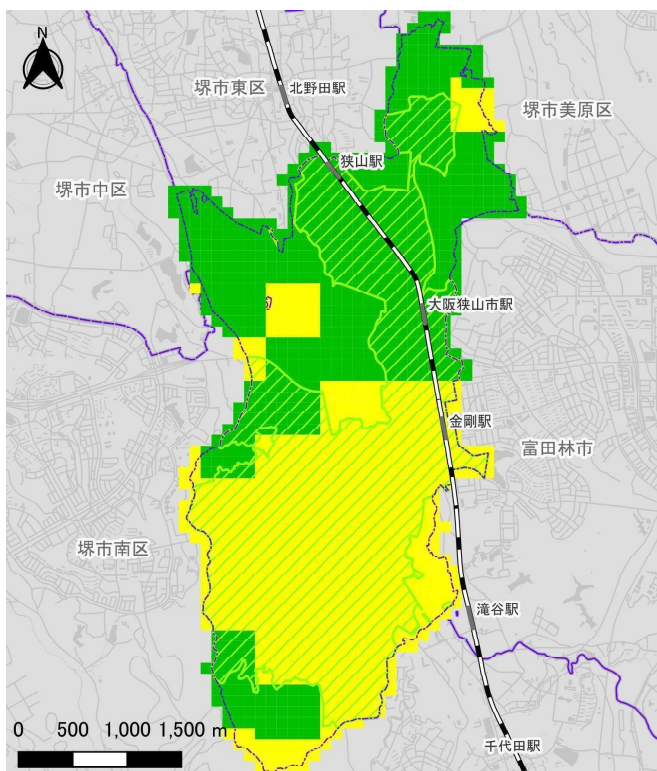
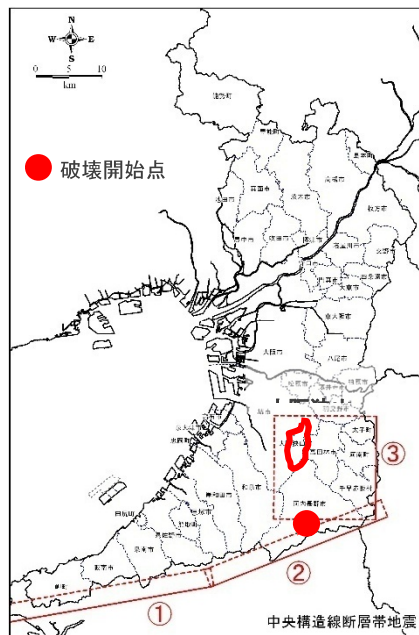
図 5-2 本市における地震予測(生駒断層)

■ 中央構造線断層帯地震の震度予想図

【大阪府域震動予測結果】



【破壊開始点】



【想定地震】
中央構造線断層帯地震
マグニチュード 7.7～8.1

【本市における被害想定】
全壊 183 棟 半壊 472 棟
死者 0 人 負傷 90 人

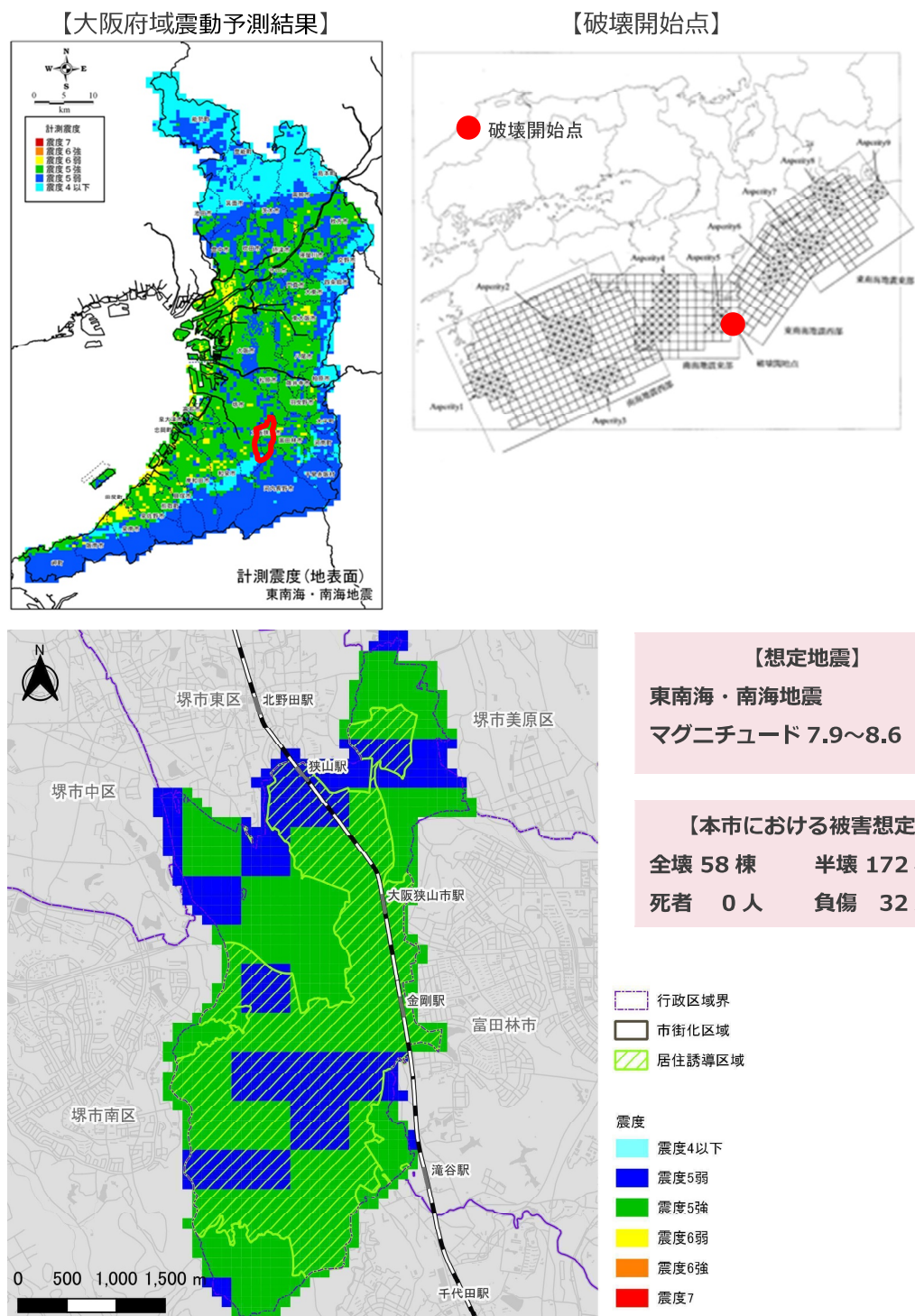
行政区界
市街化区域
居住誘導区域

震度
震度4以下
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7

出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定) 報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)

図 5-3 本市の地震予測(中央構造線断層)

■ 東南海・南海地震の震度予想図

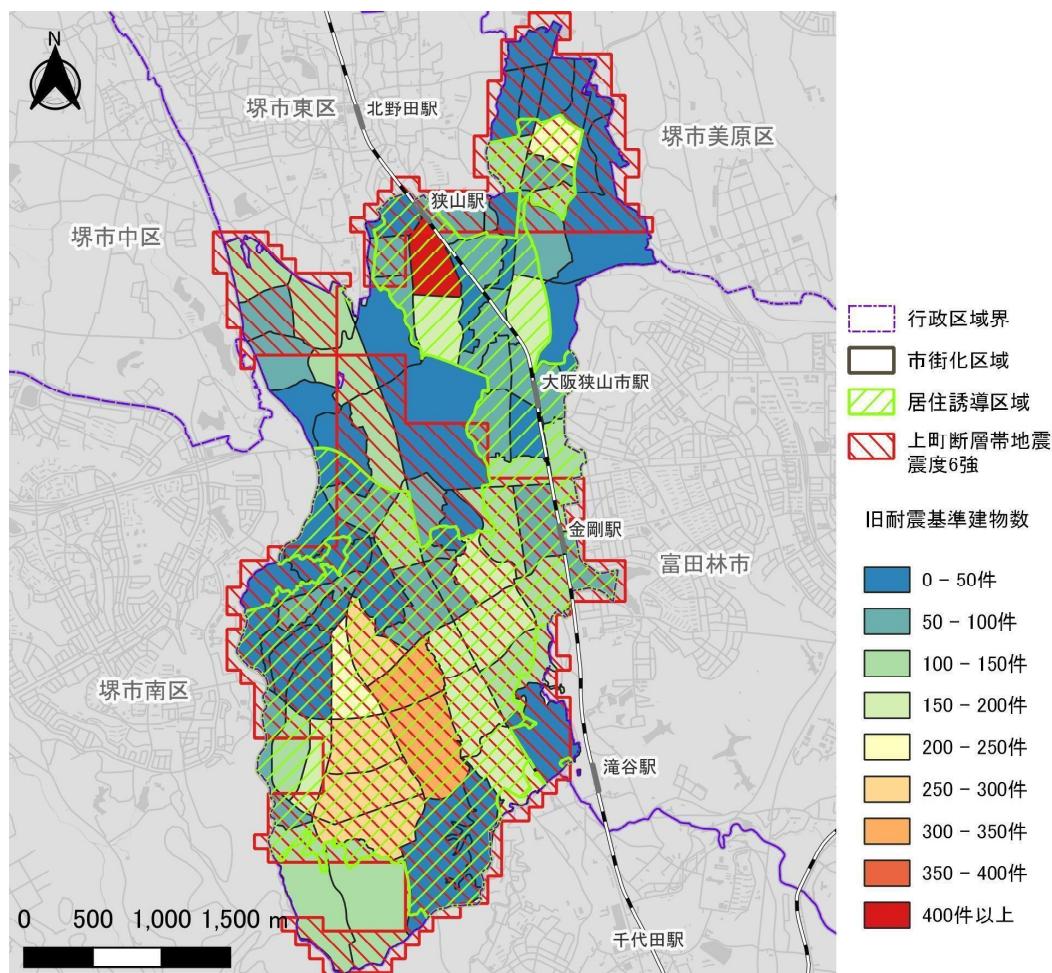


出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)

図 5-4 本市の地震予測(東南海・南海地震)

■ 上町断層帯地震×旧耐震基準建物数

居住誘導区域内の旧耐震基準建物は、全建物の約 37.8%となります。
また、本市に最も被害を及ぼすと想定される「上町断層帯地震」の震度 6 強の範囲かつ居住誘導区域内の建物は、全建物の約 34.3%となります。



出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)
H30 都市計画基礎調査「建物構造別床面積調査」結果

■ 旧耐震基準建物（単位：戸）

	建物総数	旧耐震基準建物	旧耐震基準建物率
市域全域	19,826	8,093	40.8%
内 上町断層帯地震 震度 6 強範囲	17,538 (88.5%)	7,396 (37.3%)	42.2%
居住誘導区域	18,539 (93.5%)	7,499 (37.8%)	40.4%
内 上町断層帯地震 震度 6 強範囲	16,398 (82.7%)	6,805 (34.3%)	41.5%

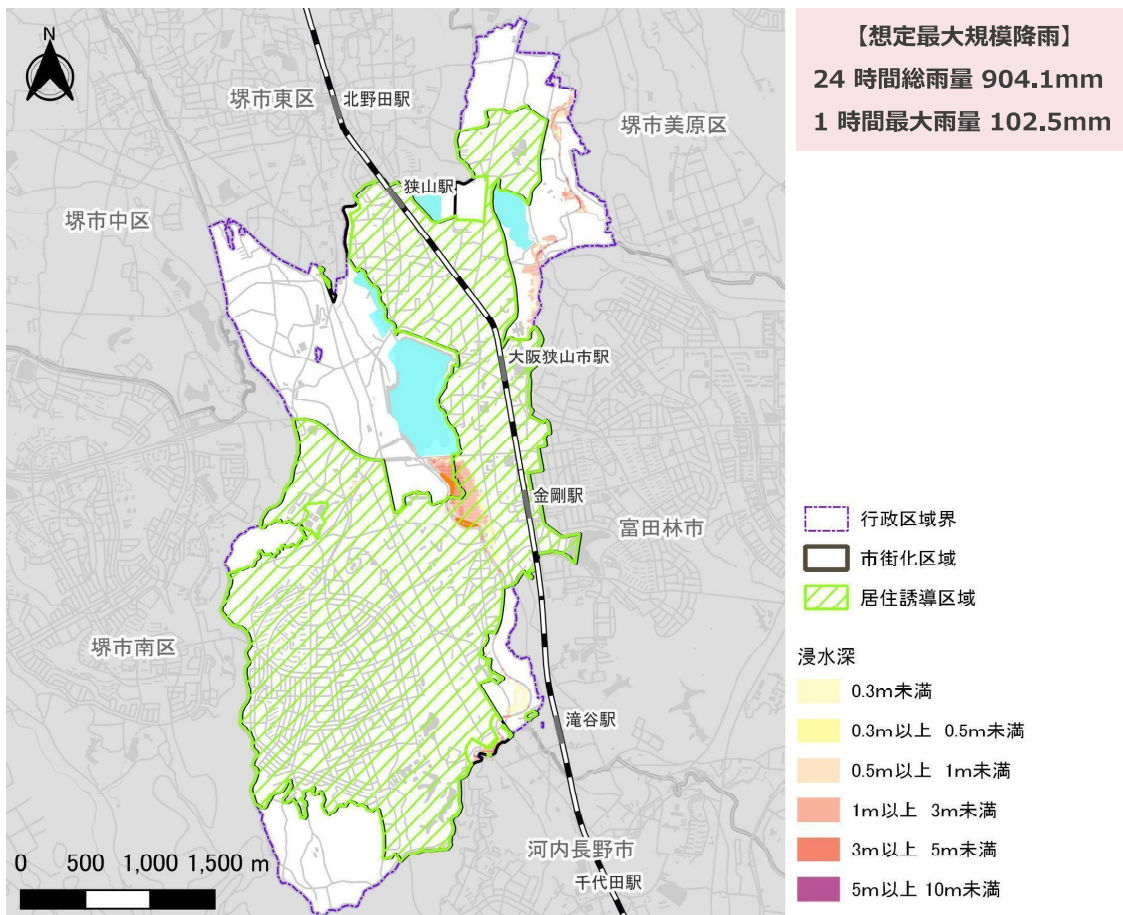
※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

※（ ）内の数値は、市域全域の建物総数に対する割合を示しています

図 5-5 上町断層帯地震×旧耐震基準建物数

(3) 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の分析

想定最大規模降雨は、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国においてそれぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量であり、年超過確率 1/1,000 以下としています。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

■ 浸水深別対象範囲面積 (単位: ha)

浸水深	市域全域	市街化区域	市街化区域内の割合
0.3m未満	3.67	1.66	45.23%
0.3m以上 0.5m未満	2.38	1.27	53.36%
0.5m以上 1m未満	5.24	2.08	39.69%
1m以上 3m未満	13.22	7.57	57.26%
3m以上 5m未満	4.84	2.00	41.32%
5m以上 10m未満	0.38	0.16	42.11%
合計	29.73	14.74	49.58%

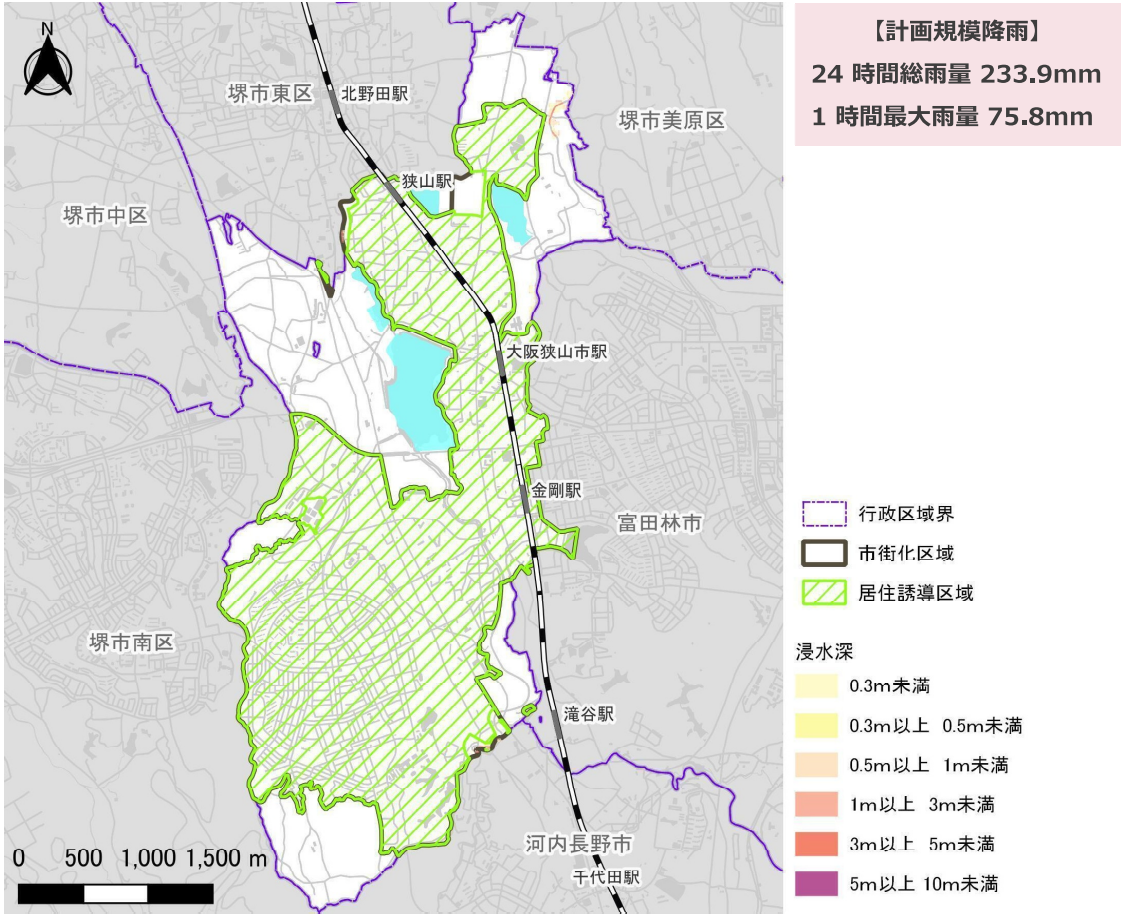
市域面積：1,196ha	市域の 2.49%	市域の 1.23%
--------------	-----------	-----------

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

図 5-6 洪水浸水想定区域 (想定最大規模降雨)

(4) 洪水浸水想定区域（計画規模降雨）の分析

計画規模降雨とは、「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生状況等を考慮して定めるものとされており、大阪府内の河川では、概ね年超過確率 1/100 としています。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

■ 浸水深別対象範囲面積（単位：ha）

浸水深	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合
0.3m未満	1.22	0.03	2.46%
0.3m以上 0.5m未満	0.49	0.01	2.04%
0.5m以上 1m未満	0.83	0.07	8.43%
1m以上 3m未満	0.52	0.19	36.54%
3m以上 5m未満	0.28	0.11	39.29%
5m以上 10m未満	0.00	0.00	—
合計	3.34	0.41	12.28%

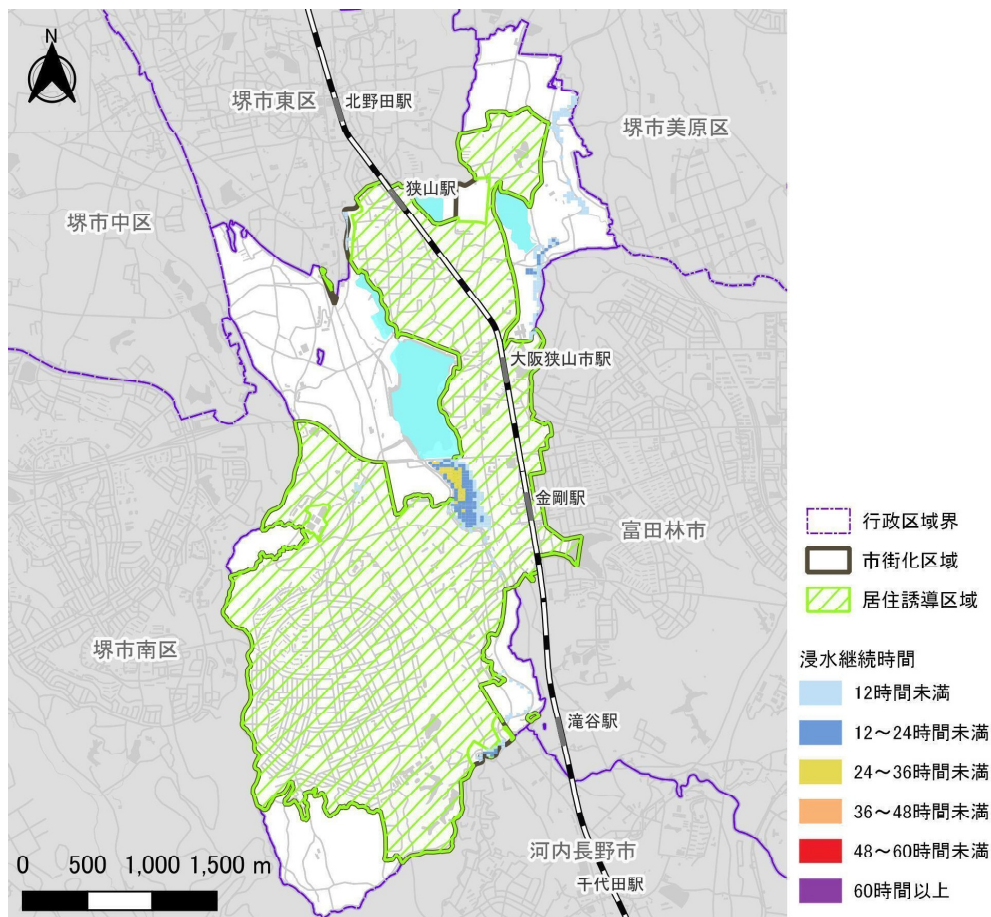
市域面積：1,196ha	市域の 0.28%	市域の 0.03%
--------------	-----------	-----------

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

図 5-7 洪水浸水想定区域（計画規模降雨）

(5) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）の分析

想定最大規模降雨における浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深（50cm）を上回る時間の目安を示すものです。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

■ 浸水繼續時間別対象範圍面積（單位：ha）

浸水継続時間	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合
12 時間未満	14.22	5.95	41.88%
12～24 時間未満	7.57	5.17	68.32%
24～36 時間未満	2.52	0.86	34.31%
36～48 時間未満	0.00	0.00	—
48～60 時間未満	0.00	0.00	—
60 時間以上	0.00	0.00	—
合計	24.31	11.99	49.33%

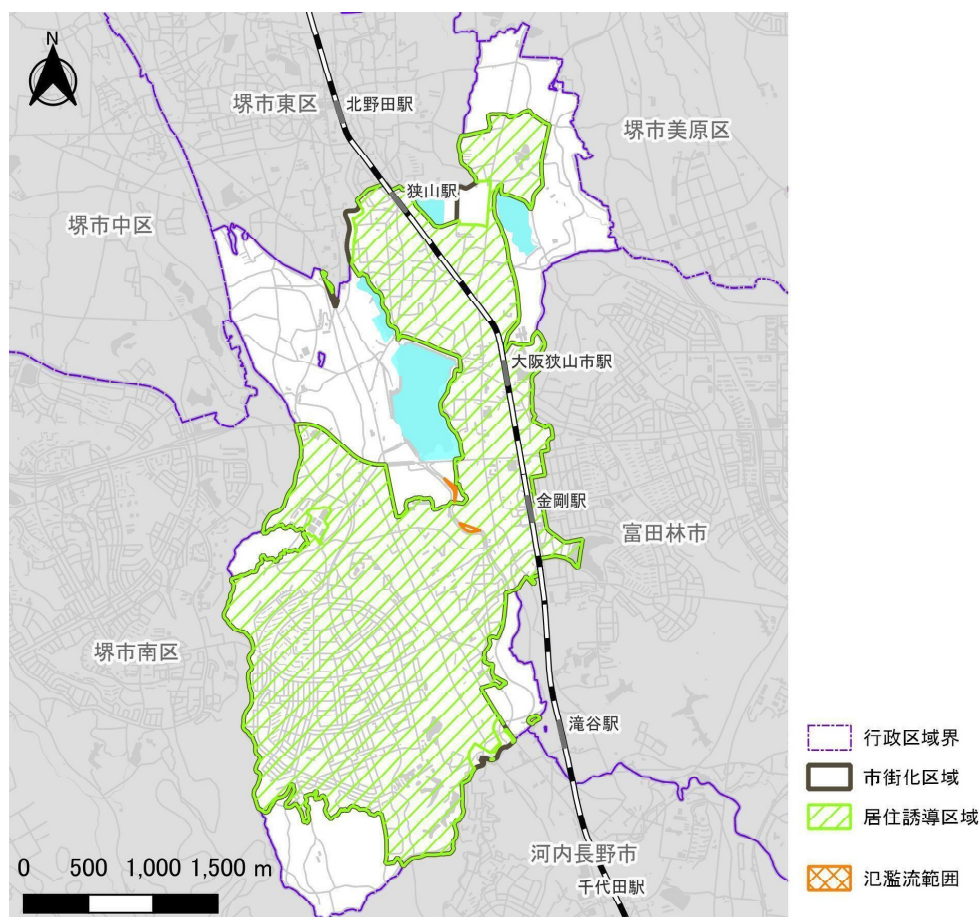
市域面積：1,196ha	市域の 2.03%	市域の 1.00%
--------------	-----------	-----------

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

図 5-8 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

(6) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模降雨）の分析

想定最大規模降雨における洪水により堤防が破堤（決壊）した場合を想定し、河川から流れ込む水の力により、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域です。これは、木造 2 階建て家屋を想定しています。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

■ 氾濫流対象範囲面積（単位：ha）

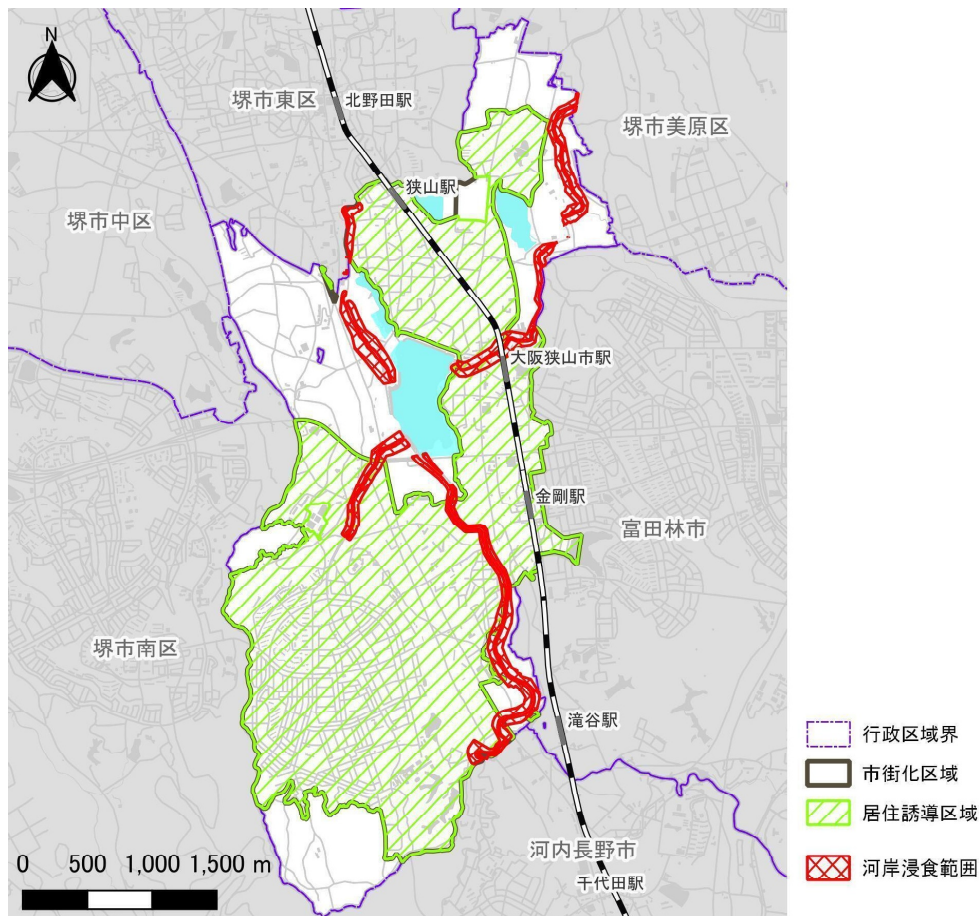
	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合
氾濫流対象範囲	0.62	0.24	38.5%
市域面積：1,196ha	市域の 0.05%	市域の 0.02%	

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

图 5-9 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模降雨）

(7) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（想定最大規模降雨）の分析

想定最大規模降雨における洪水時に河川の激しい流れにより河岸が侵食され、土地が流出した場合を想定し、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域です。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

■ 河岸浸食対象範囲面積 (単位: ha)

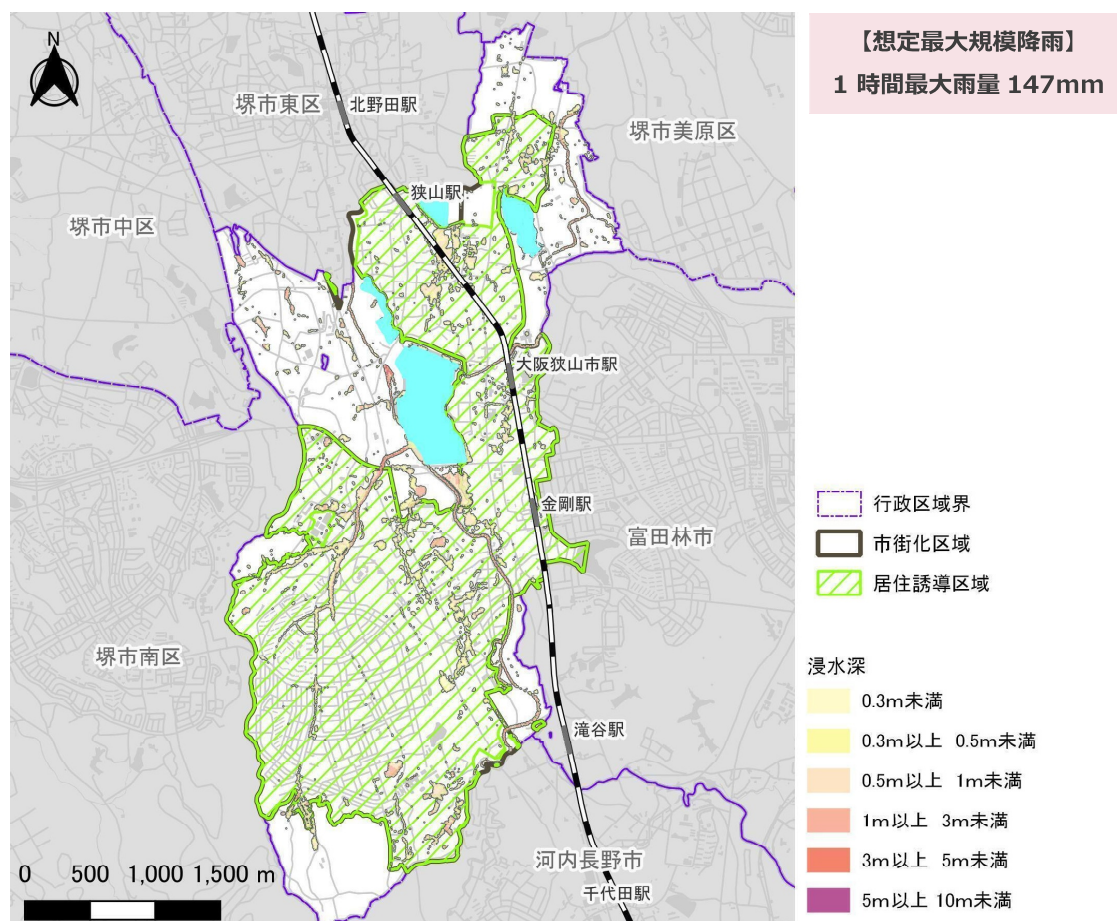
	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域) (※うち、居住誘導 区域から除外)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合 (※うち、居住誘導区域 から除外する範囲の割合)
河岸浸食対象範囲	56.47	21.17 (※10.53)	37.49% (※18.65%)
市域面積：1,196ha	市域の 4.72%	市域の 1.77% (※市域の 0.88%)	

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

图 5-10 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（想定最大規模降雨）

(8) 内水浸水（想定最大規模降雨）の分析

内水浸水（想定最大規模降雨）は、近畿地域想定最大降雨量である時間雨量 147mmの降雨を想定し、浸水範囲と深さを示しています。また、時間雨量 147mmは、本市で浸水被害が発生した令和元年（2019 年）8 月 19 日の時間雨量 70mm（狭山池ダム観測地点）の約 2 倍の降雨量です。



出典) 内水ハザードマップ (大阪狭山市、令和2年(2020年)3月)

■ 浸水深別対象範囲面積 (単位: ha)

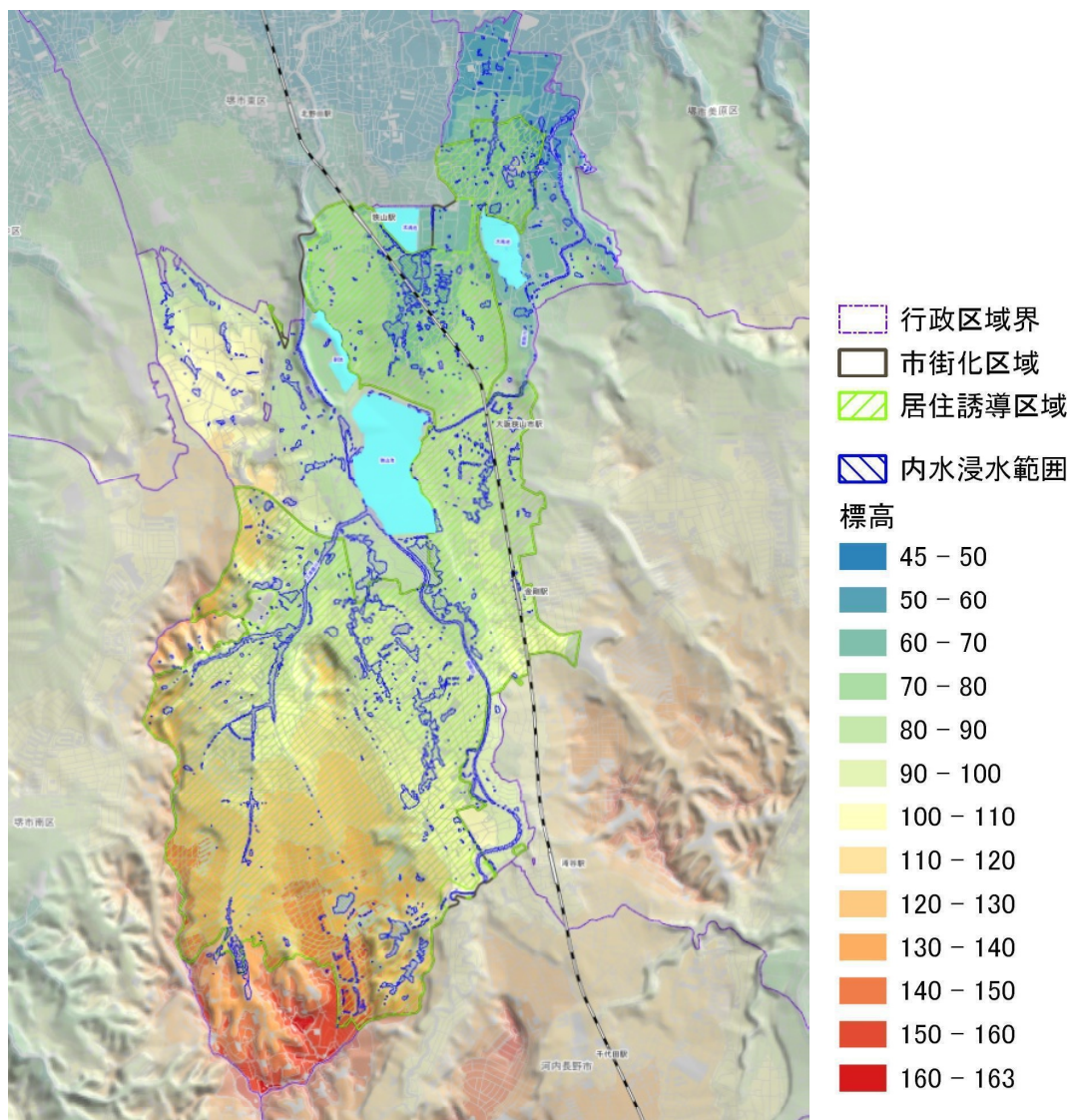
浸水深	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合
0.3m未満	30.02	17.02	56.70%
0.3m以上 0.5m未満	26.71	14.74	55.19%
0.5m以上 1m未満	20.86	12.12	58.10%
1m以上 3m未満	9.07	4.36	48.07%
3m以上 5m未満	0.40	0.05	12.50%
5m以上 10m未満	0.05	0.00	0.00%
合計	87.11	48.29	55.44%

市域面積：1,196ha	市域の 7.28%	市域の 4.04%
--------------	-----------	-----------

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

図 5-11 内水浸水（想定最大規模降雨）

内水浸水する範囲は、地形的に周辺の地域よりも標高が低くなっている地域等は水が溜まりやすい特徴があり、相対的に浸水しやすい傾向があります。



出典) 内水ハザードマップ (大阪狭山市、令和2年(2020年)3月)

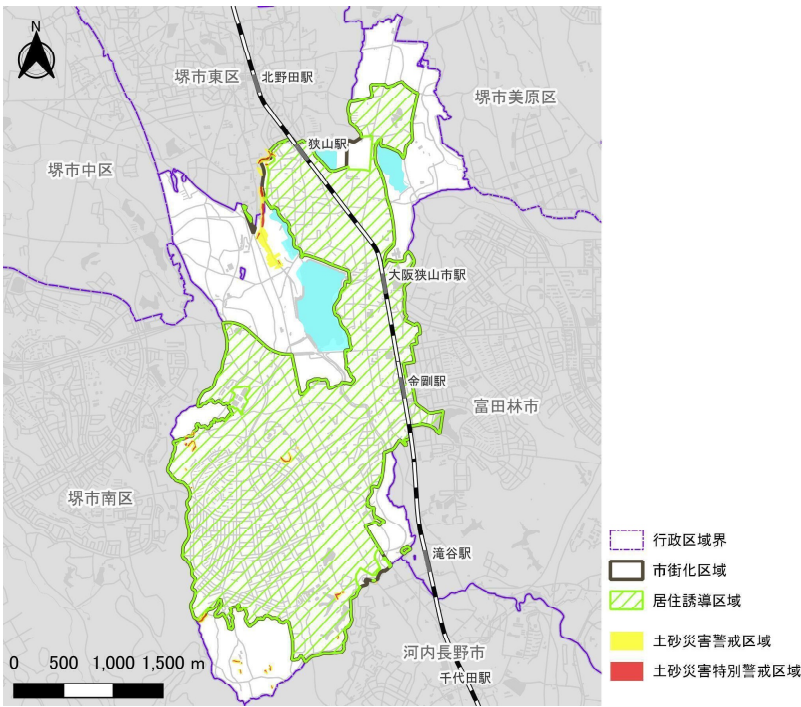
図 5-12 内水浸水(標高との表示)

(9) 土砂災害の分析

「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」（平成 13 年（2001 年）4 月 1 日施行）により、土砂災害のおそれのある箇所の周知、警戒避難体制の整備による土砂災害からの住民の生命及び身体 の保護、危険箇所への新規住宅等の立地抑制を目的に以下の 2 つの区域が定められており、いずれも居住誘導区域にはこの区域を含めていません。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）は、災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）は、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。



出典) 国土数値情報「令和 4 年（2022 年）土砂災害警戒区域データ」

土砂災害警戒区域指定面積（単位：ha）

	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (市街化区域)	対象範囲面積の内 市街化区域の割合
土砂災害警戒区域	7.22	2.05	28.39%
市域面積：1,196ha	市域の 0.60%	市域の 0.17%	
土砂災害特別警戒区域	1.43	0.84	58.74%
市域面積：1,196ha	市域の 0.19%	市域の 0.07%	

※上記数値は地理情報システム（GIS）により算出した数値です。

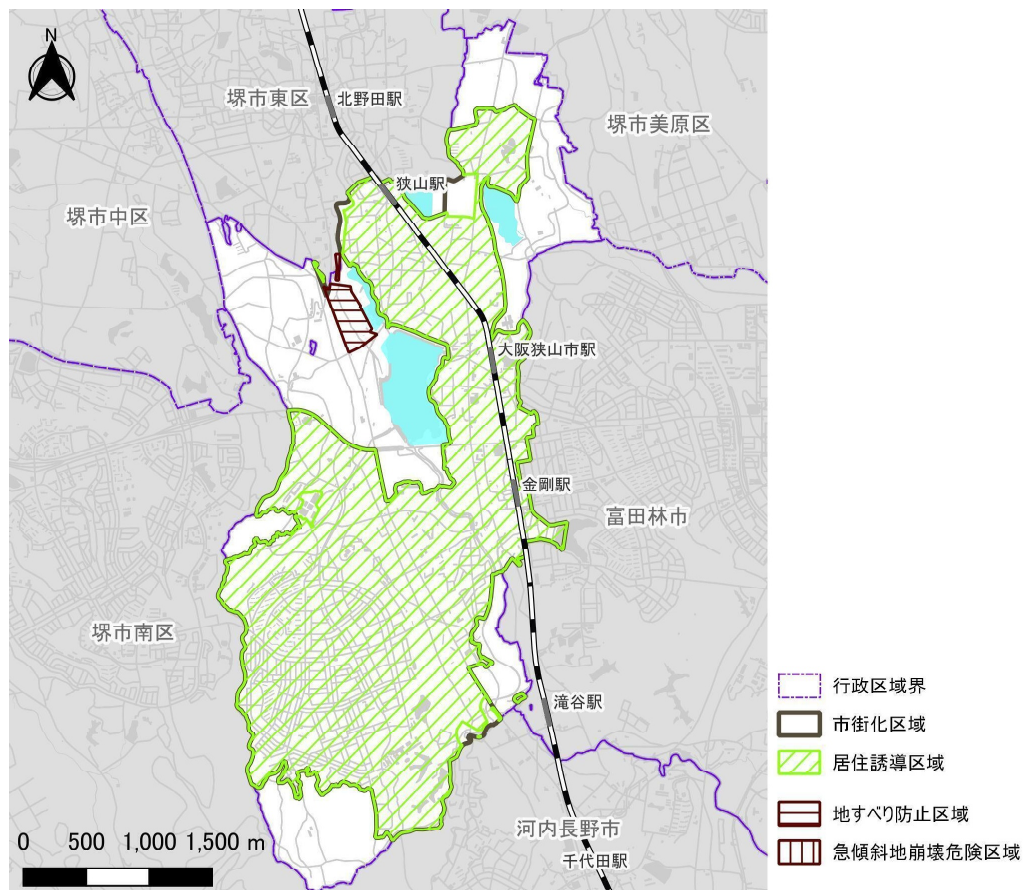
※当該区域はすべて居住誘導区域から除外します。

図 5-13 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

■ 砂防三法指定区域

砂防指定地は、本市に指定されている区域はありません。

地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、指定されている区域がありますが、居住誘導区域に含みません。



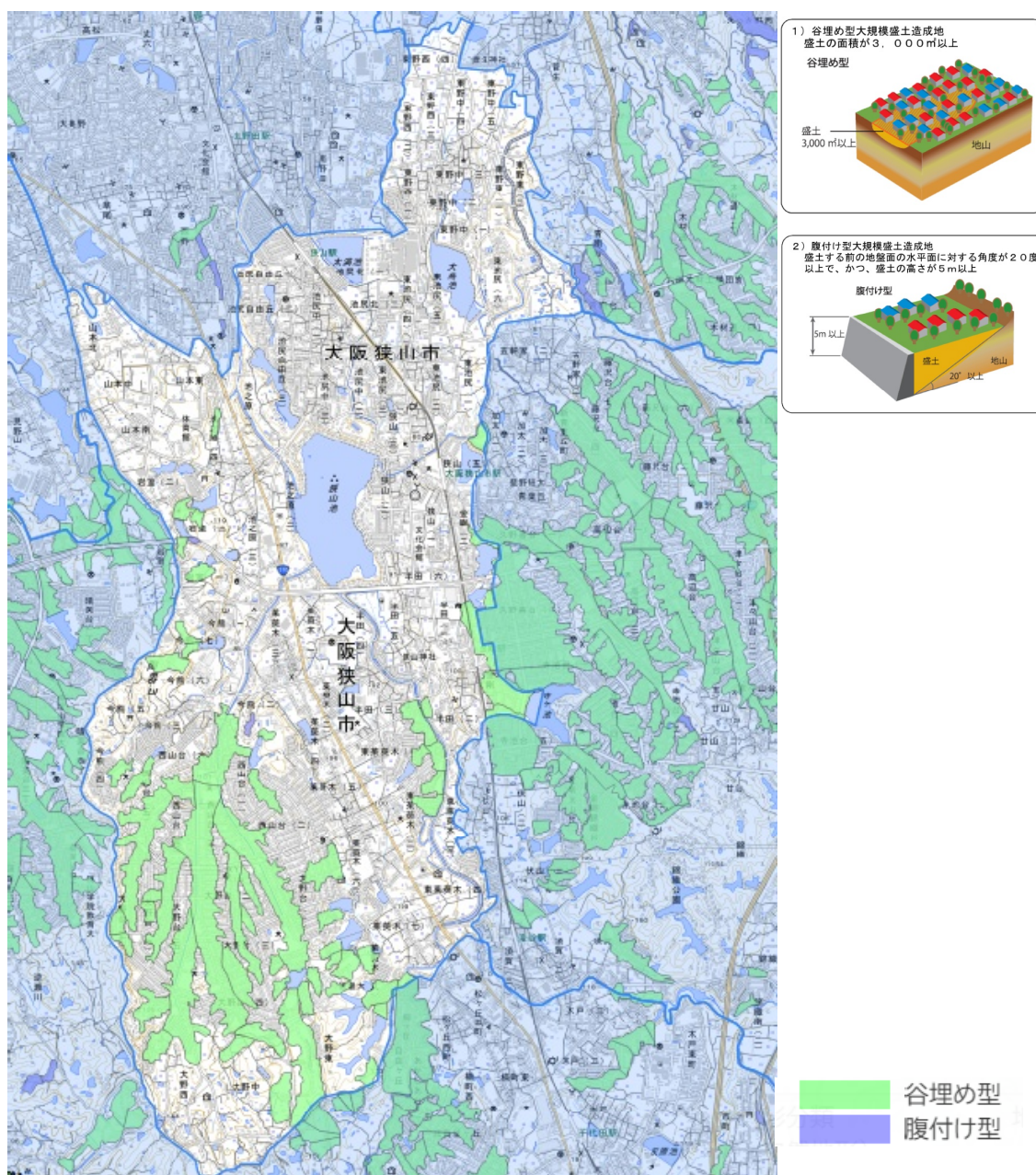
出典) 国土数値情報「令和 3 年(2021 年)地すべり防止区域データ」

大阪府「災害危険区域の指定状況」ホームページ

図 5-14 砂防三法指定区域

(10) 大規模盛土造成地に関する地形的特徴

谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」といいます。盛土の面積が 3,000 平方メートル以上の土地を「谷埋め型大規模盛土造成地」、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上の土地を「腹付け型大規模盛土造成地」とし、造成前と造成後の地形図を重ね合わせることで、おおむねの位置と範囲を抽出したものです。

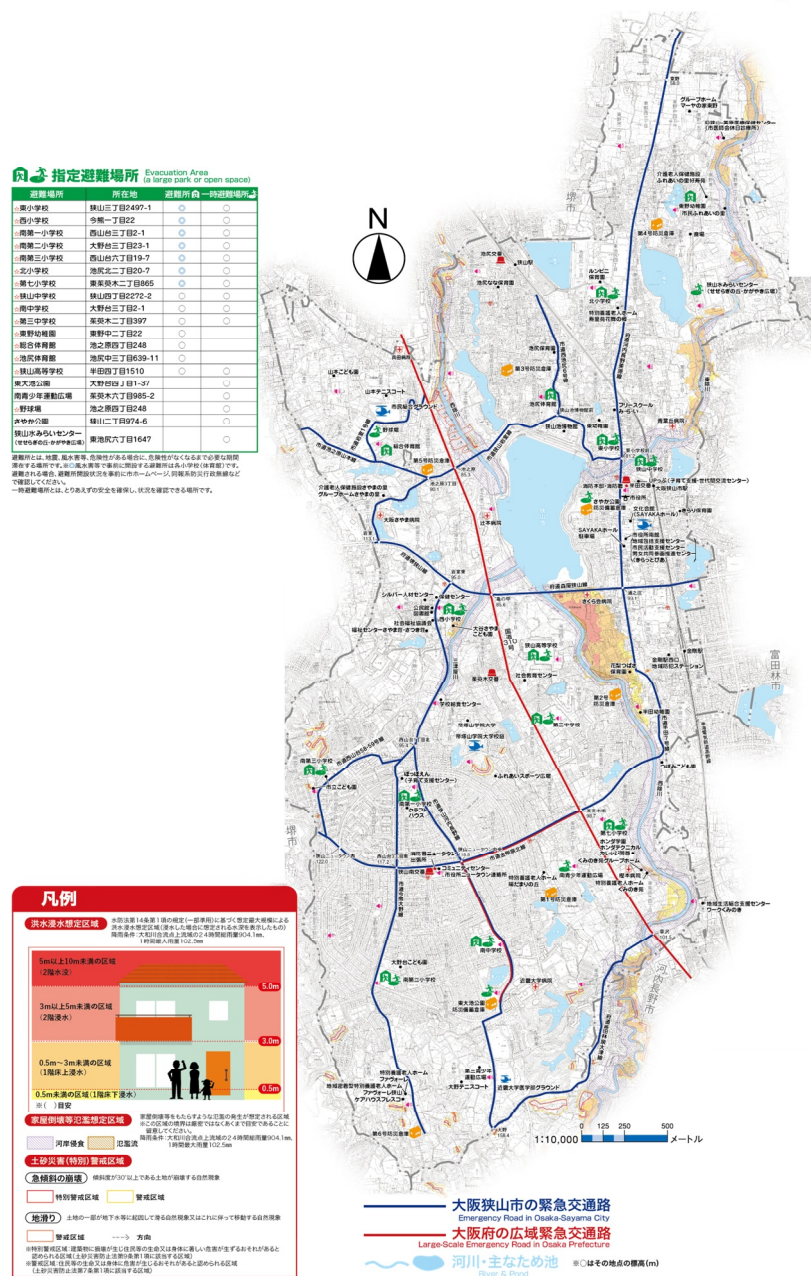


出典：ハザードマップポータルサイト「大規模盛土造成地」 | 国土交通省

図 5-15 大規模盛土造成地

(1) 重ね合わせによる課題の抽出

「5-2. 本市における防災・減災の分析」で示した情報と指定避難場所、緊急交通等の情報を重ね合わせたものとして、大阪狭山市防災マップを作成しています。



浸水
家屋倒壊等氾濫想定区域に
住宅等が立地している。

浸水
河岸浸食範囲に公共施設・避難所等が立地している。

土砂
住宅地の後背斜面に土砂災害警戒区域等がある。

浸水
住宅が広がる市街地に浸水に関する指定区域がある。

浸水
指定避難場所が内水浸水想定
範囲近接に立地している。

※急傾斜地崩壊危険区域については本図では図示しておりません。

図 5-16 防災・減災対策の課題（大阪狭山市防災マップ一部加工）

(2) 地震による課題と取組みの方向性

府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害が市域全域で想定されています。

■ 課題

- ・ 大規模地震に備え、避難所としての位置づけ等、防災上の重要度を踏まえたうえで、公共建築物の耐震化を進めるとともに、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ・ 既成市街地においては、袋小路や狭い道路が多く、古い建築物も多いことから、災害時の避難・救助活動が可能な道路環境への改善や、耐震性・不燃性の高い市街地形成を進める必要があります。

■ 方向性及び内容

表 5-2 地震に対する取組みの方向性及内容

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
①避難・防災活動に必要な経路の確保	本市	市全域	・ 緊急交通路に指定されている道路に埋設されている下水道施設等の耐震化、長寿命化、更新等を促進する。 ・ 道路環境の改善を図る。 ・ 沿道建築物の耐震化促進、老朽空家等の除却促進、避難・防災活動の経路となる道路の機能確保等の検討を行う。	ハード対策 ● 道路の整備に関するプログラムに基づき、道路の整備や幅員の拡幅等を行う。 ● 大阪狭山市通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全施設の整備等を行う。
②空家等総合対策	本市・建物所有者等	市全域	・ 管理されていない空家が防災等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、危険な空家の除却及び空家の適切な管理を促進する。	ハード対策 ソフト対策 ● 既存民間建築物除却補助金制度の周知・利活用促進 ● 無料相談制度・空家バンク制度の周知・利用促進
③民間建築物の耐震化の促進	本市・建物所有者等	市全域	・ 令和9年度（2027年度）末までに、住宅及び特定既存耐震化不適格建築物（民間建築物）の耐震化率を95%目標に促進する。	ハード対策 ソフト対策 ● 既存民間建築物耐震診断補助制度、木造住宅耐震改修補助制度の周知・利活用促進 ● 市民フォーラム、パンフレット等の活用による情報提供の充実
④市有建築物の耐震化の促進	本市	市全域	・ 旧耐震の市有特定既存耐震不適格建築物はすべて耐震化しているため、これに準じる市有建築物（延べ面積200㎡以上かつ階数1階以上）について、市民・利用者の安全と公共機能の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を推進する。	ハード対策 ● 防災上の重要度に応じた耐震対策の推進

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑤建築物の不燃化 及び延焼抑制の 促進	本市	市全域	・延焼遮断空間としての機能を有する狭あい道路の環境改善や都市公園等の空間整備を行う。 ・一定規模以上の開発において防火水槽の設置を促進する。	ハード対策 ● 公園施設長寿命化計画に基づく施設の長寿命化 ● 水とみどりのネットワーク構想に基づく整備 ● 消防用水の確保対策耐震性防火水槽の整備・促進

■ 関連計画

- ・ 大阪狭山市地域防災計画
- ・ 道路の整備に関するプログラム
- ・ 大阪狭山市通学路交通安全プログラム
- ・ 大阪狭山市空家等対策計画
- ・ 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画
- ・ 大阪狭山市都市計画マスタープラン

(3) 水災害による課題と取組みの方向性

想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域は、市域の 2.53% (30.25ha)、居住誘導区域内においては、市域の 1.25% (14.99ha) と想定されており、家屋倒壊等氾濫想定区域も居住誘導区域内に想定されています。

内水浸水想定区域は、市域の 7.28% (87.12ha)、居住誘導区域内においては市域の 3.95% (47.19ha) が想定されています。

■ 課題

- ・ 大規模な風水害に備え、危険箇所の把握、浸水対策をはじめとする災害防止対策についてハード・ソフトの両面で一体的な対策を実施するとともに、減災の観点から災害発生時の被害を最小限に抑える取組みを進める必要があります。
- ・ 都市で発生した雨水を適切に排水するため、流域治水の観点から河川管理者である大阪府との連携により河川改修事業等を促進するとともに、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設、水路や道路側溝等への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修工事を計画的に進める必要があります。

■ 方向性及び内容

表 5-3 水災害に対する取組みの方向性

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑥下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進	本市	市全域	・ 雨水排水の計画区域の整備率は、概ね 50%であり、今後も浸水被害を防止するための整備を推進する。	ハード対策 ● 大阪狭山市下水道ビジョン 2019 に基づく施設の整備と対策の推進
⑦ため池の防災・減災対策	本市・土地所有者等	市全域	・ 大阪府や関係団体と連携し、ため池の安全性確保に向けた維持管理を促進する。 ・ 大阪府と連携し、ため池ハザードマップの作成ならびに市民への周知及び活用を働きかける。	ハード対策 ソフト対策 ● ため池ハザードマップの作成を実施。（現状 5 箇所まで作成済） ● ため池ハザードマップの周知
⑧河川整備	府	対象区間	・ 治水安全度の向上を図り、計画対象区間において、現況河道の法線の是正や拡幅、掘削等を実施する。	ハード対策 ● 西除川（天野大橋下流～天野橋区間）の法線の是正や拡幅、掘削

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑨避難情報の周知・意識啓発	本市	市全域	避難指示等が発令された場合、危険な場所から避難することや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「垂直避難（上階等移動）」等、行うべきことを平常時から市民に周知する。	ソ ト対策 平常時から市や気象台からの避難情報の内容等を周知

■ 関連計画

- ・ 大阪狭山市都市計画マスタープラン
- ・ 大阪狭山市地域防災計画
- ・ 大阪狭山市下水道ビジョン 2019
- ・ 大和川水系西除川ブロック河川整備計画

(4) 土砂災害による課題と取組みの方向性

土砂災害警戒区域は、市域の 0.71% (8.53ha)、居住誘導区域内においては、市域の 0.20% (2.37ha) が指定されています。

土砂災害特別警戒区域は、市域の 0.19% (2.24ha)、居住誘導区域内においては、市域の 0.07% (0.94ha) が指定されています。

■ 課題

- ・ 大規模な風水害や地震等に起因して発生する土砂災害に備え、早期の事前防災を推進する必要があります。
- ・ 市民等が大規模地震に備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる必要があります。

■ 方向性及び内容

表 5-4 土砂災害に対する取組みの方向性

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑩土砂災害対策	本市・建物所有者等	市全域	・ 土砂災害警戒区域等について、当該地域住民に防災マップ等にて周知するとともに、土砂災害に関する情報伝達が迅速かつ的確に実施する。 ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する既存不適格住宅について、移転や補強等の補助制度の周知及び活用を働きかけ、被害の防止・軽減に努める。	ソフト対策 ● 土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強事業補助制度の周知・利活用促進

■ 関連計画

- ・ 大阪狭山市地域防災計画

(5) 地形的特徴を踏まえた課題と取組みの方向性

狭山ニュータウン地区を中心に盛土で谷間を埋めて形成された造成地が存在しています。

■ 課題

- ・ 市民等が大規模地震に備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる必要があります。

■ 方向性及び内容

表 5-5 地形的特徴を踏まえた課題への取組みの方向性

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑪大規模盛土造成地マップの周知	府・本市	市全域	・ 普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロール等を実施する。	ソート対策 ● 大規模盛土造成地マップの周知 ● 宅地防災パトロールの実施

■ 関連計画

- ・ 大阪狭山市地域防災計画

(6) 全般的な災害対策に向けた取組みの方向性

本計画において分析した災害予測と地形的特徴のほか、全般的な災害対策に向け、大阪狭山市地域防災計画や大阪狭山市強靱化地域計画に示される地域防災力の強化について、本計画もあわせて取り組みます。

■ 課題

- ・ 地域と連携した自助・共助体制の構築が重要であることから、社会全体としての防災意識の高揚を図る必要があります。

■ 方向性及び内容

表 5-6 全般的な災害対策の取組みの方向性

項目	実施主体	ターゲット	方向性	内容
⑫地域における防災力の向上	本市・市民	市全域	・ 自主防災組織の組織化の促進並びにリーダーを育成し、地域の防災力の向上を図る。	ソ ト対策 ● 自主防災組織結成率の向上 ● 防災士資格取得者数の向上
⑬防災マップやハザードマップの周知・活用	本市・市民	市全域	・ 防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討を行い、災害時における被害を最小に抑える。	ソ ト対策 ● 防災マップ、ハザードマップの周知・活用
⑭消防団の機能強化及び堺市大阪狭山消防署との連携	本市・堺市大阪狭山消防署・市民	市全域	・ 消防団の機能強化を図るため、消防団車庫をはじめ消防車両、小型動力ポンプ、通信連絡機器等の防災資機材、ライフジャケット等の安全装備品の充実強化を図る。 ・ また、消防団活動の広報等により、消防団に対する市民の理解を促進し、市民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。 ・ 堺市への消防事務の委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を進め、業務の一元化・効率化及び職員の専門化・高度化につなげる。	ソ ト対策 ● 大阪狭山市消防団（11 分団）の機能強化 ● 堺市大阪狭山消防署との連携

■ 関連計画

- ・ 大阪狭山市都市計画マスタープラン
- ・ 大阪狭山市地域防災計画
- ・ 大阪狭山市強靱化地域計画

5-4. 取組推進にあたって

「5-3」にて整理した災害予測及び地形的特徴を踏まえた課題に対する取組みの方向性及び内容については、都市計画マスタープランにおける都市防災に関する基本的な考え方「災害に強い市街地の形成」「減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築」を踏まえ、ハード・ソフトの両面から総合的に各種取組みを進めるものとします。

ハード対策

ソフト対策

● 災害に強い市街地の形成をめざします。

- 大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- 市内の緊急交通路や避難所につながる道路等に埋設された下水道施設の耐震補強を推進します。
- 大規模な風水害に備え、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策が進められるよう、流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携します。
- 河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域等、浸水の危険性について、防災マップやハザードマップ等を通して市民と共有し、「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業の推進、グリーンインフラの維持・保全・活用による雨水貯留機能等の確保等、「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます。

- ・ 災害に強い市街地の形成に向けては、「大阪狭山市地域防災計画（令和4年（2022年）3月）」、「大阪狭山市強靱化地域計画（令和3年（2021年）3月）」や、その他関連計画（「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」、「大阪狭山市みどりの基本計画」、「道路の整備に関するプログラム」等）との整合を図り取組みを推進します。

表 5-7 災害に強い市街地の形成に向けた取組み

項目	実施主体	ターゲット	取組内容	実施時期 令和27年度 (2045年度)まで
ハード対策	市・府・住民等	市全域	災害に強い市街地の形成 ① 避難・防災活動に必要な経路の確保 ② 空家等総合対策 ③ 民間建築物の耐震化の促進 ④ 市有建築物の耐震化の推進 ⑤ 建築物の不燃化及び延焼抑制の促進 ⑥ 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進 ⑦ ため池の防災・減災対策 ⑧ 河川整備 ⑩ 土砂災害対策 等	

ソフト対策

● 減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

- 公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化や、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討等を進めることで、災害時における都市の被害を最小に抑えるとともに、早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

- ・ 「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則に、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、本市、市民、事業者、地域、ボランティア等と適切な連携のもと役割分担して取り組みます。
- ・ 広域災害に備え、堺市及び中河内地域並びに南河内地域の 9 市 2 町 1 村との災害時相互応援協定に基づき、自治体間における連携強化を進めます。
- ・ また、災害の種類によらない、全般的な対策として、公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化を地域との協働により推進します。

表 5-8 地域における防災力の向上に向けた取組み

項目	実施主体	ターゲット	取組内容	実施時期 令和 27 年度 (2045 年度) まで	
ソフト対策	本市・府・堺市大阪狭山消防署・住民等	市全域	地域における防災力の向上 ② 空家等総合対策 ③ 民間建築物の耐震化の促進 ⑦ ため池の防災・減災対策 ⑨ 避難情報の周知・意識啓発 ⑩ 土砂災害対策 ⑪ 大規模盛土造成地マップの周知 ⑫ 地域における防災力の向上 ⑬ 防災マップやハザードマップの周知・活用 ⑭ 消防団の機能強化及び堺市大阪狭山消防署との連携 等		